下関漁港区域内の県有地に係る開発事業者選定委員会設置要綱

(目的)

第1条 下関漁港区域内の県有地に係る開発事業者選定委員会(以下「委員会」という。) は、下関市からの要望を踏まえた「まちなかの賑わい創出」のための開発事業(「山口 県貿易ビル跡地開発事業」及び「山口県低炭素水素技術実証事業跡地開発事業」)のプロポーザル方式による契約の相手方の決定に当たって、公正性、透明性を高め、中立かつ公平な立場から検討することを目的として設置する。

(組織)

- 第2条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長及び委員は、別紙名簿のとおりとする。

(選定委員会の業務)

- 第3条 委員会は、次の業務を所掌する。
 - (1) 募集要項、評価基準及び評価項目に関すること
 - (2) 提案書類の審査、評価に関すること
 - (3) 最優秀提案者及び次点提案者を選定に関すること

(会議)

- 第4条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。
- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(守秘義務)

第5条 委員長及び委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退い た後も同様とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、新産業振興課新事業支援班において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に 定める。

附則

この要綱は、令和4年11月21日から施行する。

別 紙

名 簿

委員長:山口県 商工労働部長 小関 浩幸 委 員:下関市 産業振興部次長 津野 貴史 委 員:下関市 都市整備部次長 伊藤 隆 委 員:山口県 商工労働部次長 鈴森 和則 委 員:山口県 新産業振興課長 兼清 未知留